（削る。）

（削る。）

（検査等の結果の報告）

第三十一条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称

二　（略）

三　開設者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果

四　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第二条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

（流動比率及び自己資本比率の基準等）

第三十二条　法第五十一条第二項第一号の農林水産省令で定める率は、一とする。

2　法第五十一条第二項第二号の農林水産省令で定める率は、〇・一とする。

3　法第五十一条第二項第三号の農林水産省令で定める場合は、連続する三以上の事業年度において経常損失が生じた場合とする。

（流動資産の合計金額等の計算方法）

第三十二条の二　法第五十一条第六項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、第八条第一項第一号に掲げる資産のうち(1)から(17)までに掲げるものの額を合計するものとする。

2　法第五十一条第六項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、第八条第一項第二号に掲げる負債のうち(1)から(13)までに掲げるものの額を合計するものとする。

3　法第五十一条第六項の規定により資本の合計金額を計算するときは、株式会社にあつては株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権の額を合計するものとし、株式会社以外の法人にあつては、これに準じて計算するものとする。

4　法第五十一条第六項の規定により資本及び負債の合計金額を計算するときは、前号の規定により計算した資本の合計金額に第八条第一項第二号に掲げる負債の額の合計金額を加えるものとする。

（検査等の結果の報告）

第三十三条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第八条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称若しくは卸売業者の名称及び住所

二　（略）

三　開設者若しくは卸売業者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果

四　（略）

（権限の委任）

第三十四条　法第六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十四条、第二十八条、第三十九条第一号、第四十二条第二項、第四十八条第一項、第五十三条第一項及び第六十七条第二項並びに令第八条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第四十八条第一項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第四十八条第一項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。